

一般財団法人放射線利用振興協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人放射線利用振興協会（英文名 Radiation Application Development Association。略称「RADA」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県那珂郡東海村に置く。

- 2 この法人は、従たる事務所を茨城県那珂郡東海村及び群馬県高崎市に置く。
- 3 理事会の決議をもって、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、放射線利用を振興するとともに、原子力の利用に係る知識及び技術の普及を推進することにより、国民生活の向上及び持続発展可能な社会の構築に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 放射線・原子力の利用に係る成果・技術・知識の普及及び移転、並びに人材の育成に関する事業
 - (2) 放射線・原子力利用に係る各種調査及び技術開発に関する事業
 - (3) 放射線・原子力の利用技術に関する事業
 - (4) 放射線・原子力の利用施設等の利用促進・支援に関する事業
 - (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、国内外において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(資産の管理及び運用)

第5条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるものとする。
 - (1) 別表の財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 基本財産は、理事長が管理し、安全な方法により保管しなければならない。

- 4 基本財産は、処分し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、理事会及び評議員会の決議を経て、その一部を処分することができる。
- 5 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 6 運用財産で、寄付者の指定又は理事会の決議により用途を特定の目的に制約した財産は、特定資産として管理する。
- 7 この法人は、剰余金の分配を行うことが出来ない。
- 8 この法人の基本財産及び運用財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める会計規程によるものとする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に監査報告を添えて提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に、評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 この法人の評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることはできない。
- (任 期)
- 第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された評議員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第12条 評議員に対して、その職務の対価として、各事業年度の総額が100万円を越えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等規程に従って、算出した額を支払うことができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任と解任
- (2) 理事及び監事の選任と解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として、毎年1回、毎事業年度終了後の3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催できる。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示し、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する場合には、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から互選により選出する。

(定足数)

第 18 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、この定款に定める決議のほか、次に掲げる評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分または除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 20 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選任された議事録署名人 2 名以上が前項の議事録に記名押印する。

(評議員会運営規則)

第 22 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款の定めるもののほか、評議員会において別に定める評議員会運営規則による。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 23 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上 10 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を理事長、1 名を専務理事、2 名以内を常務理事とする。

3 前項の理事長及び専務理事をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって、同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 24 条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表するとともに、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、理事会において別に定める理事の職務分担規程により、この法人の業務を分担執行する。

5 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、法令で定めるところにより、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事の監査については、法令及びこの定款によるほか、別に定める監事監査規程による。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残存期間とする。

4 理事又は監事は、この定款の第 23 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、これに堪えないとき。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、その職務の対価としての報酬及びその職務を行うために要する費用を、評議員会において別に定める報酬等規程に従って、算出した額を支払うことができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第32条 理事会は、通常理事会として、毎事業年度2回開催するほか、必要がある場合に臨時理事会を開催することができる。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長及び専務理事が欠けたとき又は事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁記録により同意の意思表示があったときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事長、専務理事及び監事が前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第39条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める理事会運営規則による。

第8章 任意の機関

(顧問)

第40条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、この法人の業務に関する重要事項について理事会の諮問に応ずるほか経営及び技術的な助言、指導を行う。

3 顧問の選任及び解任は、学識経験のある者のうちから理事会の決議を経て行う。

(賛助会員)

第41条 この法人の目的に賛同し、この法人の目的達成のために行う諸事業に協力する個人又は団体を、賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会において別に定める賛助会員規程による。

第9章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第10条についても適用する。

(合併)

第43条 この法人は、評議員会の決議により、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の他の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第44条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める組織規程による。

第11章 公告の方法

(公 告)

第47条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、田中 治とする。
- 4 この法人の最初の専務理事は、桜井 文雄とする。
- 5 この法人の最初の常務理事は、小林 春夫とする。

附 則

- 1 この定款は、平成29年4月1日から施行する。(第11条第2項の追加)

別表 基本財産（第 5 条関係）

財産種別	場所・物量等
定期預金	3,000,000 円 (株)常陽銀行東海支店